

保護者様

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第 19 条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、令和 年 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

なお、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

クラス 年齢		氏 名	
-----------	--	--------	--

- 麻しん（はしか）
- 風しん
- 水痘（みずぼうそう）
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 百日咳
- 咽頭結膜熱（プール熱）
- 結核
- インフルエンザ
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A 群溶連菌感染症）
- 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）
- アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症）
- その他の感染症
(病名)

○その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

令和 年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へお願い

学校感染症にかかった子供が登校（園）するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願ひします。